

公立大学法人京都市立芸術大学の授業料の減免の取扱いに関する要綱

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成27年3月31日一部改正)

(平成29年3月31日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程（以下「規程」という。）

第7条の規定による京都市立芸術大学授業料（以下「授業料」という。）の減免の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(規程第7条第2項に基づく減免)

第2条 理事長は、学資の調達の努力をしてもなお、経済的理由により授業料の納付が困難であると認める者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の対象となる学生及び研究留学生は除く。）に対し、授業料を減免することができる。

2 前項に規定するほか、学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、授業料の納付が困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を減免することができる。

(1) 授業料の期ごとの納付期限前6月以内（入学した日が属する期分の場合入学前1年以内）において、家計支持者の死亡、又は学生若しくは家計支持者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、理事長が相当と認める事由がある場合

3 前項の減免は、期ごとに、当該期の授業料について行う。

(規程第7条第2項に基づく減免の額)

第3条 授業料の減免の額は、授業料の全額、10分の7、2分の1又は10分の3に相当する額とする。

2 各年度の授業料減免の総額は、予算の範囲内とする。

(減免の申請等)

第4条 規程第7条第1項に基づく授業料の減免を受けようとする者は、別に定める申請書により理事長に申請しなければならない。

2 規程第7条第2項に基づく授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書に

必要な書類を添えて理事長に申請しなければならない。

- 3 理事長は、前2項の申請書を受理したときは、全学学生委員会（以下「委員会」という。）に付議し、別に定める基準に基づく審査を経たうえで、その可否を決定し、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（徴収の猶予）

第5条 授業料の減免の申請をした者については、減免の可否の決定があるまで、授業料の徴収を猶予する。

- 2 授業料の免除の決定を受けた者を除き、前条第1項又は前条第2項の通知を受けた者は、納入すべき額の授業料を当該通知において示された期限内に納入しなければならない。

（取消し等）

第6条 理事長は、授業料の減免を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該減免の決定を取り消し、減免によりその支払を免れた金額を追徴するものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正行為により減免の決定を受けたとき。
- (2) 授業料の減額の決定を受けた者で、前条第2項の規定に違反したとき。

（補足）

第7条 この規程において、別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、全学学生委員会において協議のうえ、教務学生課長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年度以前に在籍し、引き続いて授業料の減免を申請する期においても在籍している学生については、第2条第1項括弧書きを適用しない。

3 規程附則第3項に規定する「別に定める授業料の減免の額」の算定に当たっては、この規定を準用する。この場合における「授業料」は、授業料規程第7条第1項の規定に基づく減免を適用する前の授業料をいう。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。